

事故報告について


◆事故報告の目的

指定介護サービス事業者が、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ること。

◆市への報告対象

事故に関係する介護保険サービス等の利用者が、都城市の被保険者である場合

平成31年4月以降



事故に関係する介護保険サービス等の利用者が、都城市の被保険者である場合
＋
介護保険サービス等を提供する事業所又は施設の所在地が都城市である場合

◆報告の流れ

(1) 都城市内の介護保険指定事業者が、都城市の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合

介護保険指定事業所



都城市介護保険課
指導担当

(2) 都城市内の介護保険指定事業者が、都城市以外の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合

介護保険指定事業所



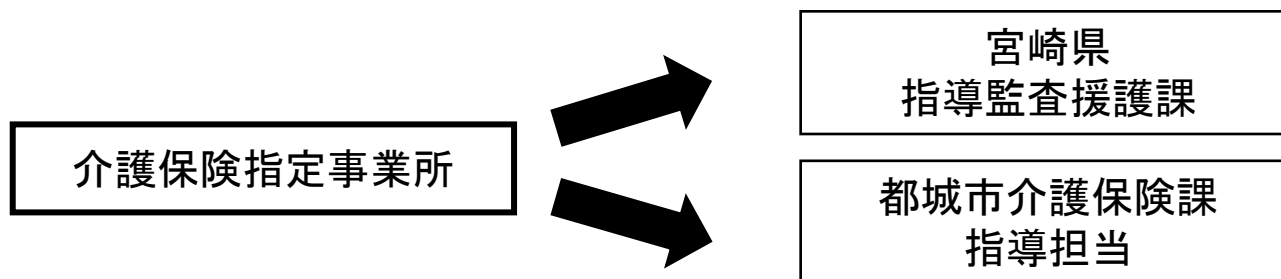
都城市介護保険課
指導担当



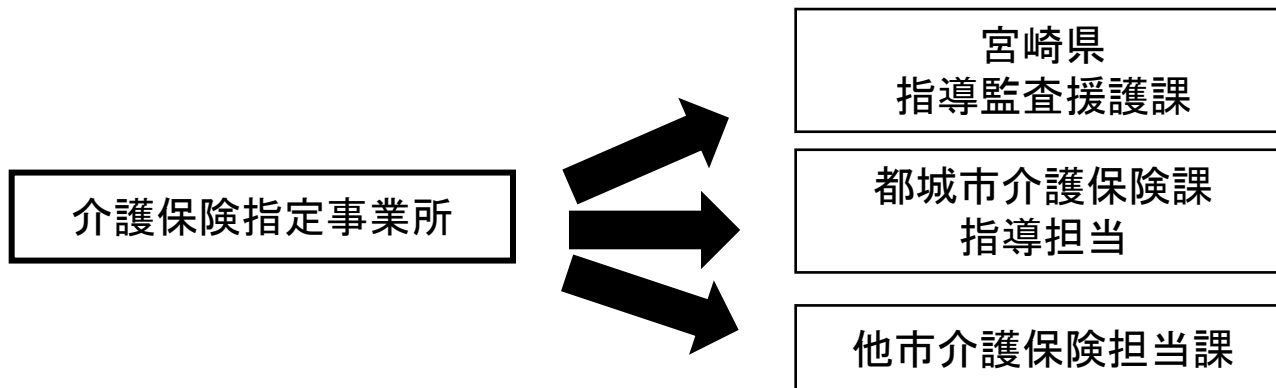
他市介護保険担当課

◆報告の流れ

(3) 都城市内の特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム等)で、都城市の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合

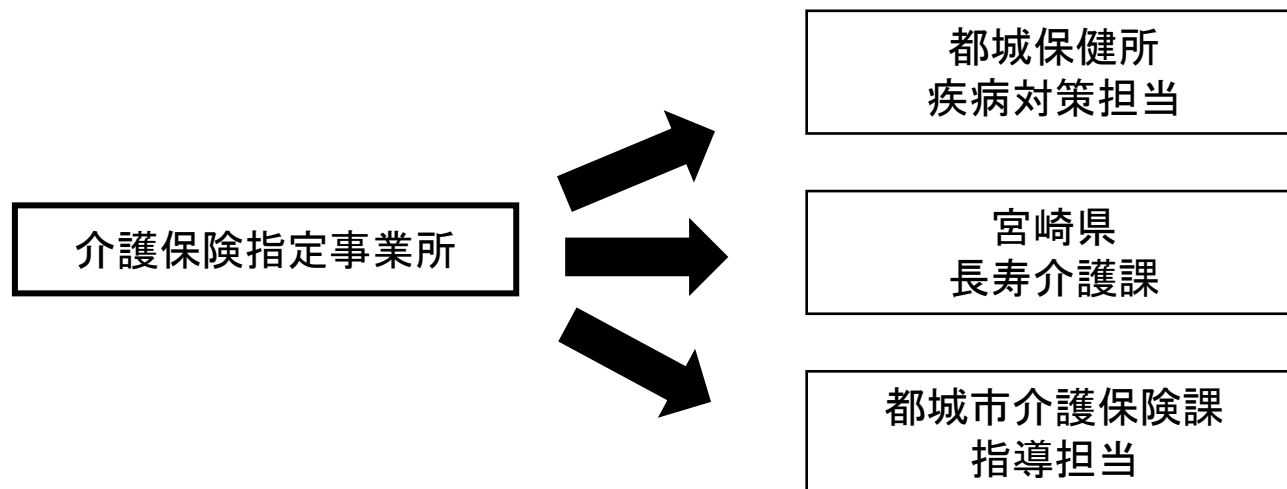


(4) 都城市内の特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム等)で、都城市以外の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合



◆報告の流れ

(5) 都城市内の指定介護保険事業所及び特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム等)で、食中毒及び感染症が発生した場合
※別紙参照



◆事故発生時の対応について

事故発生時は、

- ①利用者家族等に連絡をするとともに、
- ②都城市介護保険課指導担当へFAXにて速やかに第一報を入れてください。
- ③都城市介護保険課指導担当へFAX送信した旨の電話をしてください。

FAXは誤送信のリスクがあるので、対象者の個人情報(氏名・被保険者番号)は空白にして送信してください。

◆事故報告書提出の流れ

家族、関係機関への連絡、説明



第一報 事故報告書をFAX(その時点で記入できる範囲での作成)

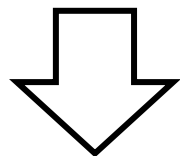


事故対応の区切りがついたところで、事故報告書を再発防止策まで記載漏れがないように作成したものを指導担当まで提出。(郵送可)

- 発生日時
- 発生場所
- 事故の状況

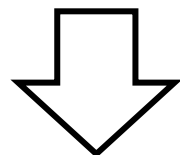
◆報告の手順

サービス提供時に事故発生



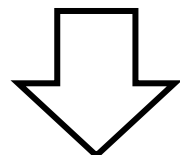
- ・利用者家族等への連絡
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡

事業者から保険者へFAXによる報告



- ・第一報は可能な限り早急に行うこと
- ・事故発生後の経過については、適宜連絡を行うこと
- ・必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行うこと

事業者から保険者へ文書による報告



- ・事故対応の区切りがついたところで再発防止策まで記載のある事故報告書を提出する。

保険者から県への報告

◆事故報告を行う範囲

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含みます。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービス提供中」に含まれます。

(注2)ケガの程度については、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥又は異食等で医療機関において治療(施設内における医療処置を含む)又は入院したものを原則とします。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽度な負傷は除きます。

(注3)事業者側の過失の有無は問いません。

(注4)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 食中毒及び感染症の発生 別紙参照

(注1)保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従うこと。

(注2)報告の範囲については「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年老発第0222001号)」に従って報告すること。

◆事故報告を行う範囲

(3) 事業者と利用者等の間で問題が生じる可能性がある事故の発生

(4) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預かり金の横領、個人情報
の紛失、漏洩・・・例えばFAXの誤送信、郵送書類の誤送付、USB等の紛失)

(5) 利用者の徘徊、行方不明の場合

外部への協力を求めた場合には報告をしてください。

(6) その他、報告が必要と認められる事故の発生